

## 各常任委員会での審査状況

### 総務常任委員会

予算執行は、十分に精査して  
最小の経費で最大の効果を

宮之城町国民健康保険条例の一部改正について

**問** 今回の改正により応益割、応能割が国の示す基準内になるが、この改正による税収増の見込み額と不利益を受ける世帯層はどこか。

**答** 改正による税収増は一、三〇〇万円程度である。負担増となる世帯は軽減措置の対象外となる中間階層の世帯である。

町一般会計補正予算（第三号）の関係分

**問** 電子計算組織管理運営費について、住民情報サービスシステム整備事業のシステム用サーバ機器購入費二億三、九六〇万五千円もの多額の予算を計上してあるが、後々買い替えの必要が出てくるので、リース契約はできないか。

**答** サーバ購入費は、合併推進債を充当するが、この推

進債はすべてハード機器の購入が対象でリース及びソフトは対象外である。

**問** 合併に係る電算システム整備には七億九千万円もの多額な経費となるが、これまで本町は、かなりの投資をして電算システムを構築してきた。本町のシステムに乗せ替える部分を、二町が負担するという方法はできないのか。

**答** 本町のシステムを利用するのは、基幹系電算システムデータ統合整備事業だけで、内部情報システム整備については、新システムの導入が必要であり、インフラ整備は、本町のみが未整備であるため、三町で均等割・平等割により負担する。

**問** 歳入の繰越金について、十五年度の決算見込みのうち留保財源が一億五、六〇〇万円程度あるとのことだが、今後、需要が見込まれるのは何か。

**答** 衛生処理組合負担金の積み残し分、町道関係の要望への今後の対応分、普通建設事業の未確定分、合併に伴う職員の勤奨退職による特別負担金等で、合計二億円から二億五、六千万円程度になる。

※ 総務常任委員会は、町長に対し次の二点について申し入れを行った。

一、電算システム統合予算については、多額の予算となり、この予算の執行に当たり、見積り、契約においては十分精査し、公正に執行され、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう取り組むこと。

二、合併までに住民の不安に配慮して、取り組むべき事業については、予算を確保し執行すること。